

参考資料

「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0 (案)」パブリックコメント募集の結果

1. 概略

パブリックコメント募集期間：2021年12月3日（金）～12月16日（木）

寄せられたコメントの数：全10件（内訳：団体3件、個人7件）

2. 頂いたご意見

日本弁理士会	
1	<p>実装ガイダンス作成の方向性に賛同します。作成に向けて、以下の意見を申し述べます。</p> <p>1. コントローラビリティの観点</p> <p><4.1 ステップ5-1：P Fの利用規約に求められる役割・機能></p> <p>（1） リスクとして、「知的財産及び経営上の機微情報の尊重」が挙げられています。実装ガイダンス（案）には明示されていませんが、データの蓄積・加工等を行う方法、装置などは特許発明の対象です。P Fの利用が、第三者の知的財産権の侵害にかかわるリスクも明示する方が望ましいと考えます。</p>
2	<p>（2） データの蓄積・加工等により新たに知的財産が生成される可能性もあると考えます。P 2 7には、「個人情報を受領したデータ利用者がデータの蓄積・加工等により新たな個人情報を生成する可能性にも配慮が必要である。」との記載があります。知的財産についても同様の観点は必要と考えます。</p>
3	<p>（3） P F事業者としては、自治体や政府などが保有する公共データを提供する大規模なP F事業者から、中小企業がサービスを提供している顧客からデータを収集するような小規模なP F事業者も想定されます。また、スマート農業のような地域限定のP F事業、安全保障に影響する可能性があるP F事業もあると考えます。現在のガイダンス案は大規模なP F事業者を念頭に置いていると思いますが、小規模なP F事業者も含め</p>

	<p>た多様な P F 事業者も考慮したガイダンスを策定頂けばデータの利活用が進みやすいと考えます。</p>
4	<p><4.3 ステップ 5-3：データに対するコントロールビリティの確保></p> <p>(1) データ提供者の自由意思が十分に尊重されるべきと考えます。例えば、装置の動作データを P F 事業者には半ば強制的に吸い上げられるような事態を回避できるようなルール作りが望ましいと考えます。</p>
5	<p>2. 取引の公正性の観点</p> <p>(1) P 29 図 17 に、「下請け企業のデータを不当な条件で取得」といった問題が指摘されています。</p> <p>データ取引の活性化のためには、</p> <p>a. データの提供が提供者の自由意思で行われること</p> <p>b. データの収集者からデータの提供者に適正な利益が還元されること</p> <p>c. 収集されたデータが、その提供者の不利益になる用途に使われない（と信じられる）ことが重要と考えます。</p> <p>このような観点から、今後各 P F 事業者が作る（又は既に作っている）利用規約を適宜に注視し、適切な規範を定めて頂くことを期待します。</p> <p>以上</p>
<p>一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG</p>	
6	<p>全般</p> <p>・対象となるプラットフォームを明確化したうえで、今後各プラットフォームにおけるルールを実装する際には、事業者を含む幅広いステークホルダーを交え議論すべき。</p>
7	<p>・将来的にプラットフォームで扱う可能性のあるデータに着目するのみならず、これまで十分に活用されてこなかった既存の行政機関データ等の活用にも目を向け、産学官の連携を進めるべき。</p>
8	<p>6 頁 2 データ取扱いルールの実装におけるアジャイル・ガバナンスの必要</p> <p>・アジャイル・ガバナンスの考えは重要である一方、それに基づきルールを更新する際にステークホルダーが不利益を被ることを回避すべく、ルール更新による影響について十分検討すべき。</p>

9	<p>11 頁 14 行目</p> <p>・プライバシー侵害や不当な差別の懸念等については、事業者のみならず消費者の立場を十分ふまえたうえでリスクを分析することが重要であり、「確認」のみならず適切な対応を行うための示唆を示すべき。</p>
10	<p>25 頁 ステップ 5-3-(4) : パーソナルデータのコントロールビリティ確保</p> <p>・「パーソナルデータを取り扱う際には、個人情報保護法の規定を確認の上、同法の適用があるパーソナルデータを取り扱う場合にはこれを遵守する必要がある」とあるが、本ガイダンス案と個人情報保護法等の既存法制との関係を整理したうえで、両者の整合性について十分検討すべき。同時に、個人情報保護法の遵守にとどまらず、プライバシー侵害に対する対応についても考慮する必要がある。</p> <p>25 頁 2 行目 図 15 パーソナルデータの種別と個人情報保護法の規定</p> <p>・個人情報保護法との整合性に関する検討の結果を詳細に記載すべき。要配慮個人情報の「オプトアウトによる第三者提供は禁止」とあるが、個人情報保護法における例外規定では、公衆衛生の向上等の場合には許容されている。</p>
11	<p>28 頁 1 行目</p> <p>・匿名加工情報の活用が進むよう、活用により得られる便益の具体例を示すべき。</p> <p>以 上</p>
一般社団法人 MyDataJapan	
12	<p>【要旨】</p> <p>本ガイダンスは、プライバシーへの配慮に欠けるものであることおよびマルチステークホルダープロセスの考え方が一般的なものではないという問題がある。また、本ガイダンスが対象とするプラットフォームの範囲が明らかにされることが望ましい。</p>
13	<p>【本文】</p> <p>1 プライバシーへの配慮について</p> <p>本ガイダンスは、一部において「プライバシー尊重」とうたわれているものの（図 7）、プライバシーに対する配慮が全体的に欠落している。具体的には、以下のとおりである。</p>
14	<p>(1)</p>

	<p>本ガイドスは、被観測者と観測者をまとめて「データ提供者」と称してこれらを一体的に扱っている。すなわち図 2（4 頁）において、「被観測者」と「観測者」は、一体的に「患者と医者」「スマホユーザーとキャリア」のように一括りに表現されている。この一体としての「データ提供者」について、本ガイドスはさらに「データ提供者とデータ利用者の間にはデータ流通に対して以下のような懸念・不安感があり、これがデータ流通の阻害要因となっている」としたうえで、「データ阻害要因」を列挙している（5 頁）。そのため、その中には、本人の懸念事項である「3. パーソナルデータの適切な取扱いへの不安」と取扱事業者に固有の問題である「8. 自身のデータが困り込まれることによる悪影響」とが混在しているのである。本人のプライバシーの利益を確保することは、パーソナルデータを扱うプラットフォームにおける主要課題となるべきものであるところ、本人と取扱事業者を一括して扱う場合には、本人に固有のプライバシーの利益に対する十分な配慮をすることが困難となる。</p> <p>本ガイドスにおけるこのような「一括り」の扱いはいずれも本人のプライバシーに関する利益の軽視に基づくものである。</p>
15	<p>(2)</p> <p>プライバシーに関するリスクの特定が恣意的かつ不十分である。すなわち本ガイドスは、「リスクを特定する際の着眼点は、包括的データ戦略のデータ活用原則（行動指針）の『2. データを勝手に使われたい、安心して使える』を実践するために必要となる着眼点である」とする（13 頁）。ここにおいても、「安心して使える」の方は取扱事業者の懸念であり、前記（1）と同様に取扱事業者と本人を一括りに扱う問題がある。さらに、本人の立場からは、「勝手に使われたい」ということのみが「プライバシーのリスクを特定する際の着眼点」とされており、プライバシーのリスクに関する着眼点の整理として不十分である。</p>
16	<p>(3)</p> <p>本ガイドスは、「ステップ 5-3」において「データのコントロールビリティ」について検討しているが、パーソナルデータのコントロールビリティにおいては、以下のような問題がある。第一に、本人の保護としては個人情報保護法の遵守のみが記載されており、プライバシー侵害を生じないための判例や法理の分析は見られない。第二に、本人のコントロールビリティを軽視する表現が散見される。具体的には、「パーソナルデータの場合、個人情報保護法の適用があるパーソナルデータであればその遵守に必要な本人のコントロールビリティは最低限確保する必要がある」（20 頁 5 行目）「必要以上に高い確保レベルのメカニズムを設計すると、運用コストが高く、かえってデータ流通の阻害要因となるため注意が必要である」（同 13 行目）などである。</p> <p>本ガイドスは、あえて低いデータ保護レベルをプラットフォームに推奨する、特異なものとなっている。</p>

17	<p>2 本ガイダンスが考える「マルチステークホルダー」について</p> <p>本ガイダンスは、「アジャイルガバナンスのコンセプトを採用する」としつつ、「『環境・リスク分析』『ゴール設定』『システムデザイン』『運用』『評価』『改善』というサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていく必要がある」とする（9頁16行目、11頁1行目）。そもそも、「高速に回転する」ようなマルチステークホルダープロセスは存在しない。マルチステークホルダーである以上、利害の対立の調整のための時間が必要とされることは必然であり、「高速な回転」を前提とするプロセスは、真の意味でのマルチステークホルダーではない。また、そのようなプロセスにおける「消費者代表」は真の意味での「消費者代表」ではない。</p>
18	<p>3 本ガイダンスが対象とするプラットフォームについて</p> <p>本ガイダンスは、「1.1（2）に記載の関係省庁とデジタル庁が協力して構築するPF、および分野間連携基盤である DATA-EX において、今後PF が備えるべきルール具体化にあたって、参照されるべきもの」とされている（6頁18行目）。この記述およびその他の DATA-EX についての記述からは、DATA-EX およびその他の対象となるプラットフォームの外縁が明らかではないため、さらなる特定・説明がなされることが望ましい。</p> <p>以上</p>
個人（1）	
19	<p>p3 の最後の文に「そして、それを支えるデータ環境整備と社会実装過程におけるビジネスプロセス・リエンジニアリングが求められる」に句点がないため、他の文と合わせて追加した方がよい。図2の被観測者・観測者の部分の二文目も同様。</p> <p>p35 アノテーションの説明文については他と併せ読点を削除すべき。</p> <p>p35 個人情報の定義について、個人情報保護法の定義と同一であればその旨、同一でなければ本書での解釈の違いを明記してほしい。</p>
個人（2）	
20	<ul style="list-style-type: none"> ・1ページの14行目の下線は何を意味しているのか？ ・3ページの16行目「令和3年」は「令和3年（2021年）」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・3ページの17行目「とおり」と、11ページの12行目「通り」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・3ページの7行目「及び」と、5ページの27行目「および」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 ページの 19 行目「上がり逆に」は「上がり、逆に」のほうが読みやすい。 ・ 10 ページの 8 行目「PDCA」は「PDCA サイクル」のほうがよい。9 ページの 21 行目の例と同様に。 ・ 22 ページの 14 行目「義務付ける」は「義務づける」のほうがよい。10 ページの 13 行目「関連づけて」と同様に。 ・ 28 ページの 17 行目「さだめている」は「定めている」のほうがよい。 ・ 35 ページの 5 行目「アクションアイテム」は本文に記載がないのではないか？ ・ 35 ページの 32 行目「ステークホルダー」の説明には「マルチステークホルダー」に係る説明も記載したほうがよい。 ・ 36 ページの 8 行目「パーソナルデータ」の説明には「ノンパーソナルデータ」に係る説明も記載したほうがよい。
個人（3）	
21	スピードとセキュリティの担保が重要ですが、行政が深く立ち入ることで、それを阻害することの無いようお願いします。
個人（4）	
22	<p>13 ページの補足説明図には「データを勝手に使われたい、安心して使える」「自分で決められる、勝手に使われたい」とある。これは、自己情報コントロール権の観点から書かれたものとみられる。しかし、自己の同意はそれが任意で、適切な判断ができる状態の下で行われなければ意味がない。特に、特定のデジタルプラットフォームが市場を独占・寡占している状態では、「自分で決められる」とはいえない。</p> <p>（中略）</p> <p>ブラウザユーザーはこれを認識してブラウザを使用しているとはいえないであろう。特に、ウェブサイト閲覧者を識別子等を使用して追跡する技術を使用した「トラッキング広告」には、閲覧者の不利益につながる懸念もある。自己の同意の前提として、データは被提供者の利益のために利活用すべきで、被提供者の不利益となるように利活用される可能性がある場合は、その利活用の是非及び具体的な手段に関して議論し、被提供者に明確に説明しなければならないことを、指針に追加するべきだ。</p>

他 3 件は、本ガイダンスには直接の関係がないため、割愛。